

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（施設運営指導課）	1
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（障がい者保健福祉課）	11
○北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（障がい者保健福祉課）	13
○北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	15

規 則

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に関する基準（第 3 条－第 6 条）
第 3 章 療養介護に関する基準（第 7 条－第10条）
第 4 章 生活介護に関する基準（第11条－第17条）
第 5 章 短期入所に関する基準（第18条－第22条）
第 6 章 重度障害者等包括支援に関する基準（第23条）
第 7 章 共同生活介護に関する基準（第24条－第27条）
第 8 章 自立訓練（機能訓練）に関する基準（第28条－第32条）
第 9 章 自立訓練（生活訓練）に関する基準（第33条－第38条）
第10章 就労移行支援に関する基準（第39条－第41条）

第11章 就労継続支援 A 型に関する基準（第42条－第44条）
第12章 就労継続支援 B 型に関する基準（第45条）
第13章 共同生活援助に関する基準（第46条・第47条）
第14章 多機能型に関する特例（第48条）
第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第49条）
第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第50条・第51条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に関する基準

（従業者の基準）

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の事業の規模は、当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模とする。

2 条例第 6 条第 2 項のサービス提供責任者の員数は、同項の事業の規模（前項に規定する場合にあっては、同項に規定する事業の規模。次項において同じ。）に応じて常勤換算方法によることができる。

3 条例第 6 条第 2 項の事業の規模は、前 3 月の平均値とする。ただし、新規に指定を受けられる場合は、推定数によるものとする。

（準用）

第 4 条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(同居家族に対し居宅介護を提供できる場合)

第5条 条例第48条第1項ただし書の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該居宅介護が条例第45条第3項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合
(他の基準該当障害福祉サービスの事業への準用)

第6条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

第3章 療養介護に関する基準

(従業者の基準)

第7条 条例第51条第1項第4号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
 - (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 条例第51条第1項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 3 条例第51条第1項及び第2項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 条例第51条第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 条例第51条第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第105号。以下「指定入所施設基準条例」という。)第53条第1項から第3項まで及び北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第39号)第9条第1項に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第51条第1項及び第2項並びに前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

7 指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。以下この項において同じ。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、条例第51条第1項及び第2項並びにこの条第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備の基準)

第8条 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第54条第1項から第4項までに規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第53条第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第9条 条例第56条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
(サービス管理責任者の業務)

第10条 条例第61条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第4章 生活介護に関する基準

(従業者の基準)

第11条 条例第80条第1項第2号アの規則で定める看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、次の各号に掲げる平均障害程度区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
- (2) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
- (3) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

- 2 条例第80条第1項第3号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
- (1) 利用者の数が60以下 1 以上
 - (2) 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 条例第80条第1項及び前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 条例第80条第1項及び第2項並びにこの条第6項及び附則第2項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 条例第80条第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 6 前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 条例第80条第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 条例第80条第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (従たる事業所を設置する場合における特例)
- 第12条** 従たる事業所（条例第81条第1項に規定する従たる事業所をいう。以下この条において同じ。）を設置する場合においては、主たる事業所（同項に規定する主たる事業所をいう。以下この条において同じ。）及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
- (支給決定障害者から支払を受けることができる費用)
- 第13条** 条例第84条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 創作的活動に係る材料費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- (準用)
- 第14条** 第10条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。
- (基準該当生活介護の基準)
- 第15条** 条例第96条第2号の規則で定める基準は、指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であることとする。
- (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)
- 第16条** 条例第97条前段の規則で定める要件は、次のとおりとする。
- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を25人以下とすること。
 - (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
 - (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
 - (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条に規定する基準を満たしていること。
 - (5) 条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (基準該当生活介護の事業への準用)
- 第17条** 第13条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。
- 第5章 短期入所に関する基準**
- (従業者の基準)

第18条 条例第100条第1項第2号の規則で定める従業者の総数は、次の各号に掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定自立訓練（生活訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は指定共同生活援助（以下この条において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（条例第100条第1項第2号に規定する指定共同生活介護事業所等をいう。以下この条において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

(2) 指定短期入所を提供する時間帯（前号に掲げるものを除く。） 次のア又はイに掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

イ 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に、当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第100条第2項第2号の規則で定める従業者の数は、次の各号に掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

(2) 指定短期入所を提供する時間帯（前号に掲げるものを除く。） 次のア又はイに掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

イ 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に、当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第100条第3項の規則で定める生活支援員の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この条において「指定生活介護事業所等」とい

う。）において指定短期入所の事業を行う場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に、当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める数

（居室の床面積の基準）

第19条 条例第102条第5項第1号ウの規則で定める基準は、居室の利用者1人当たりの床面積が、収納設備等を除き、8平方メートル以上であることとする。

（支給決定障害者等から支払を受けることができる費用）

第20条 条例第105条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第21条 条例第111条第1号の規則で定める通いサービスは、特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスとする。

2 条例第111条第3号の規則で定める基準は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メー

ル以上であることとする。

(基準該当短期入所の事業への準用)

第22条 第20条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障害者等包括支援に関する基準

第23条 条例第114条第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第7章 共同生活介護に関する基準

(従業者の基準)

第24条 条例第125条第1項第2号の規則で定める生活支援員の数、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上とする。

- (1) 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下この項において「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
- (2) 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- (3) 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- (4) 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

2 条例第125条第1項第3号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が30以下 1以上
- (2) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第125条第1項及び前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

(共同生活住居の居室の面積の基準)

第25条 条例第127条第7項第2号の規則で定める基準は、一の居室の面積が、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上であることとする。

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第26条 条例第130条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者を支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(サービス管理責任者の業務)

第27条 条例第133条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることと認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第8章 自立訓練(機能訓練)に関する基準

(従業者の基準)

第28条 条例第143条第1項第2号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)(以下この項において「訪問による指定自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、条例第143条第1項及び前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 条例第143条第1項及びこの条第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 条例第143条第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第2項及び前項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定

自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 条例第143条第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 条例第143条第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 条例第143条第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（支給決定障害者から支払を受けることができる費用）

第29条 条例第146条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（準用）

第30条 第10条及び第12条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第31条 条例第150条第2号の規則で定める基準は、指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であることとする。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の事業への準用）

第32条 第29条の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第9章 自立訓練（生活訓練）に関する基準

（従業者の基準）

第33条 条例第153条第1項第3号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、条例第153条第1項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この号において同じ。）」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、

指定自立訓練（生活訓練）事業所」とする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、条例第153条第1項及び前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 条例第153条第1項（この条第2項において読み替えられる場合を含む。）及びこの条第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

5 第2項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 条例第153条第1項第1号又はこの条第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 条例第153条第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（設備の基準）

第34条 条例第155条第3項第1号イの規則で定める基準は、一の居室の面積が、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上であることとする。

（支給決定障害者から支払を受けることができる費用）

第35条 条例第157条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者が指定宿泊型自立訓練を行わない場合 指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者が指定宿泊型自立訓練を行う場合 指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 光熱水費

ウ 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号ア及び第2号アからウまでに掲げる費用については、基準省令第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
（準用）

第36条 第10条及び第12条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。
（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第37条 条例第160条第2号の規則で定める基準は、指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であることとする。
（基準該当自立訓練（生活訓練）の事業への準用）

第38条 第29条の規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。
第10章 就労移行支援に関する基準
（従業者の基準）

第39条 条例第163条第1項第3号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1 以上
- (2) 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第163条第1項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 条例第163条第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第163条第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 条例第163条第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の基準）

第40条 条例第164条第1項第2号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1 以上

(2) 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第164条第1項及び前項の従業者及びその員数については、条例第163条第2項並びに前条第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。
（準用）

第41条 第10条、第12条及び第29条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。ただし、認定指定就労移行支援事業所については、第12条の規定は、準用しない。

第11章 就労継続支援A型に関する基準
（従業者の基準）

第42条 条例第174条第1項第2号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1 以上

(2) 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第174条第1項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 条例第174条第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第174条第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
（利用者及び従業者以外の者の雇用）

第43条 条例第184条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数
（準用）

第44条 第10条、第12条及び第29条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第12章 就労継続支援B型に関する基準

第45条 第10条、第12条、第29条及び第42条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

2 第10条及び第29条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。

第13章 共同生活援助に関する基準

(従業者の基準)

第46条 条例第196条第1項第2号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が30以下 1 以上
- (2) 利用者の数が31以上 1 に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第196条第1項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

(準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第14章 多機能型に関する特例

第48条 条例第202条の規則で定める事業所は、多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）とする。

2 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第11条第7項、第28条第6項及び第7項、第33条第6項、第39条第3項及び第4項並びに第42条第3項（第45条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

3 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この項において同じ。）は、条例第80条第1項第3号、第143条第1項第2号、第153条第1項第3号、第163条第1項第3号及び第174条第1項第2号（条例第187条において準用する場合を含む。）並びにこの規則第11条第2項及び第8項、第28条第1項及び第8項、第33条第1項及び第7項、第39条第1項及び第5項並びに第42条第1項及び第4項（この規則第45条第1項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1 以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1 に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

第49条 条例第204条第2号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数の合計が30以下 1 以上
- (2) 利用者の数の合計が31以上 1 に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の基準)

第50条 条例第207条第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

2 条例第207条第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第207条第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第51条 第10条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

2 第13条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。

3 第29条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業又は特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。

4 第35条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(生活介護に関する経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第1項の規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第4条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数
- イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
- ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
- (2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- （地域移行型ホームの特例）
- 4 条例附則第2項の規定により指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活介護の事業等について条例第127条第2項から第7項まで（条例第198条において準用する場合を含む。）及びこの規則第25条（この規則第47条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、条例第127条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。
- 5 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を提供してはならない。
- 6 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所（以下この項において「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。
- 7 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について条例第141条又は第201条において準用する条例第60条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から2年以内に住宅又は附則第2項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。
- 8 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護又は指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するために関係者により構成される協議会（以下この項において「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- （経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所に関する経過措置）

- 9 経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過の居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第49条の規定を準用する。
- （指定共同生活援助事業所に関する経過措置）
- 10 条例附則第12項及び第13項に規定する場合においては、第24条第1項第2号から第4号までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（条例附則第12項又は第13項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。
- （精神障害者生活訓練施設等に関する特例）
- 11 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において現に存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について条例第127条（条例第198条において準用する場合を含む。）及びこの規則第25条（この規則第47条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、条例第127条第6項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、同条第7項第2号及びこの規則第25条の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。
- （指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）
- 12 精神障害者生活訓練施設、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第50条の2第1項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省

令」という。)第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。)第23条第1号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)(整備省令第1条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。))のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。)若しくは指定知的障害者通勤寮(次項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。))において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について条例第155条第3項及びこの規則第34条の規定を適用する場合においては、条例第155条第3項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(これらのうち旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の規定の適用を受けるものを除く。))については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(これらのうち旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の規定の適用を受けるものに限る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ及びこの規則第34条中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、同条中「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。

- 13 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮について条例第155条第3項及びこの規則第34条の規定を適用する場合においては、条例第155条第3項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、この規則第34条中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

(指定就労継続支援A型に関する経過措置)

- 14 施行日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。))のうち基準省令附則第21条の厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち同条の厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち同条の厚生労働大臣が定めるもの(これらの施設のうち、平成18年10月1日

において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において指定就労継続支援A型を行う場合には、条例第184条及びこの規則第43条に規定する基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、これらの規定は、適用しない。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

- 15 施行日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。))、旧精神障害者福祉ホーム(政令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。))又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、条例第53条第1項、第83条第1項(条例第145条及び第167条において準用する場合を含む。))、第155条第1項又は第176条第1項(条例第188条において準用する場合を含む。))に規定する多目的室を設けないことができる。

(従たる事業所に関する経過措置)

- 16 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成18年10月1日前から引き続き存していた分場(整備省令第1条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)第51条第1項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第6条第1項及び第47条の10第1項に規定する分場(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))をいう。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、条例第81条第2項(条例第144条、第154条、第165条、第175条及び第187条において準用する場合を含む。))及びこの規則第12条(この

規則第30条、第36条、第41条、第44条及び第45条第1項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第38号

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 児童発達支援に関する基準(第3条-第13条)
- 第3章 医療型児童発達支援に関する基準(第14条・第15条)
- 第4章 放課後等デイサービスに関する基準(第16条-第19条)
- 第5章 保育所等訪問支援に関する基準(第20条)
- 第6章 多機能型事業所に関する特例(第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第104号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)及び条例において使用する用語の例による。

第2章 児童発達支援に関する基準

(従業者の基準)

第3条 条例第6条第1項第1号の規則で定める指導員又は保育士の合計数は、次の各号に掲げる障害児の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 障害児の数が10までのもの 2以上
- (2) 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増す

ごとに1を加えて得た数以上

2 条例第6条第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第6条第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

4 条例第6条第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

第4条 条例第7条第1項第2号ア、第3項第1号及び第5項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(主たる事業所及び従たる事業所に係る従業者の基準に関する特例)

第5条 従たる事業所(条例第9条第1項に規定する従たる事業所をいう。以下この条において同じ。)を設置する場合においては、主たる事業所(同項に規定する主たる事業所をいう。以下この条において同じ。)及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備の基準)

第6条 条例第11条第2項第1号イの規則で定める基準は、指導訓練室の障害児1人当たりの床面積が2.47平方メートル以上であることとする。

2 条例第11条第2項第2号の規則で定める基準は、遊戯室の障害児1人当たりの床面積が1.65平方メートル以上であることとする。

(通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

第7条 条例第24条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(児童発達支援管理責任者の業務)

第8条 条例第29条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第30条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(健康診断を行わないことができる場合)

第9条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、条例第34条第1項本文の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

(基準該当児童発達支援事業所の従業者の基準)

第10条 条例第56条第1項第1号の規則で定める指導員又は保育士の合計数は、次の各号に掲げる障害児の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 障害児の数が10までのもの 2以上
- (2) 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第56条第1項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(基準該当児童発達支援の事業への準用)

第11条 第7条第1項及び第8条の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす場合の要件)

第12条 条例第60条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び条例第60条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 条例第60条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす場合の要件)

第13条 条例第61条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と条例第61条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児

の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及び条例第61条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 条例第61条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3章 医療型児童発達支援に関する基準

(通所給付決定保護者から支払を受ける費用)

第14条 条例第67条第2項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(健康保健法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

2 条例第67条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第60条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第15条 第8条及び第9条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第4章 放課後等デイサービスに関する基準

(従業者の基準)

第16条 条例第73条第1項第1号の規則で定める指導員又は保育士の合計数は、次の各号に掲げる障害児の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 障害児の数が10までのもの 2以上
- (2) 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第73条第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第73条第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤

でなければならない。

4 条例第73条第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(準用)

第17条 第5条及び第8条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の基準)

第18条 条例第79条第1項第1号の規則で定める指導員又は保育士の合計数は、次の各号に掲げる障害児の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 障害児の数が10までのもの 2以上

(2) 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第79条第1項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(基準該当放課後等デイサービスの事業への準用)

第19条 第8条、第12条及び第13条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 保育所等訪問支援に関する基準

第20条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第6章 多機能型事業所に関する特例

第21条 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第3条第2項及び第16条第2項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条第1項に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定に

よる改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項及び第16条第1項中「10」とあるのは、「15」とし、第3条第3項及び第16条第3項の規定は、適用しない。

3 整備法附則第22条第2項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、条例第7条第1項第2号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数」と、同条第3項第1号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)それぞれ2」とする。

北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 指定福祉型障害児入所施設に関する基準(第3条-第8条)

第3章 指定医療型障害児入所施設に関する基準(第9条-第12条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第105号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。第5条第2項において「基準省令」という。)及び条例において使用する用語の例による。

第2章 指定福祉型障害児入所施設に関する基準

(従業者の基準)

第3条 条例第5条第1項第2号の規則で定める看護師の数は、次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（第9条第1項第1号において「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

2 条例第5条第1項第3号アの規則で定める児童指導員及び保育士の総数は、次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上）

(2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

3 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第101号。次条第2項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条第1項及び第2項並びに北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第15号。次条第2項において「指定障害者支援施設基準条例施行規則」という。）第3条から第10条までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第5条第1項から第3項まで及び前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備の基準)

第4条 条例第6条第3項第2号の規則で定める基準は、居室の障害児1人当たりの床面積が4.95平方メートル（乳幼児のみの居室にあっては、3.3平方メートル）以上であることとする。

2 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準条例第8条第1項から第4項まで及び指定障害者支援施設基準条

例施行規則第14条に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第6条第1項から第5項まで及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(入所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)

第5条 条例第18条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第17条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(児童発達支援管理責任者の業務)

第6条 条例第23条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

(1) 条例第24条に規定する検討及び必要な援助並びに条例第25条に規定する相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(健康診断を行わないことができる場合)

第7条 指定福祉型障害児入所施設は、条例第29条第1項本文の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時的健康診断

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第8条 条例第32条の規定による給付金として支給を受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。）

- 以下この条において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
 - (4) 障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

第3章 指定医療型障害児入所施設に関する基準

(従業者の基準)

第9条 条例第53条第1項第2号アの規則で定める児童指導員及び保育士の総数は、次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上

2 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合には、北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号。次条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第51条第1項及び第2項並びに北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第37号）第7条第1項から第5項までに規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第53条第1項から第3項まで及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備の基準)

第10条 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合には、指定障害福祉サービス基準条例第53条第1項及び第2項に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第54条第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(入所給付決定保護者から支払を受ける費用)

第11条 条例第55条第2項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
 - (2) 障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 2 条例第55条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。
- (1) 日用品費

- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- (準用)

第12条 第6条から第8条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成23年6月17日前から引き続き存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）の建物については、当分の間、条例第6条第3項第1号中「4人（乳児又は幼児のみの居室にあつては、6人）」とあるのは「15人」と、この規則第4条第1項中「4.95平方メートル（乳幼児のみの居室にあつては、3.3平方メートル）」とあるのは「3.3平方メートル」とする。
- 3 平成24年4月1日前から引き続き存する旧指定知的障害児施設等（肢体不自由児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）の建物については、当分の間、条例第6条第3項及びこの規則第4条第1項の規定は、適用しない。

北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第40号

北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立漁業研修所条例施行規則（昭和39年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「研修を受講する期間の初日」を「研修期間の初日まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総合研修（研修期間が1月に満たないものを除く。以下この項及び第5条第1項において同じ。）に係る研修受講料については、当該総合研修の前期又は後期の研修期間の初日までに、それぞれ条例第5条第2項に規定する研修受講料の日額に当該前期又は後期の研修に要する日数を乗じて得た額を納めなければならない。

第5条第1項を次のように改める。

宿泊施設使用料は、当該宿泊施設を使用する期間の初日までに、当該宿泊施設に係る宿泊施設使用料の全額を納めなければならない。ただし、総合研修の受講生については、当該総合研修の前期又は後期の研修期間の初日までに、それぞれの期間について条例第6条第2項及び第3項に規定するところにより算定した額を納めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
